

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日曜、
祭日、
当分の
翌日)

目 次

◇規 則 鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則
鳥取県本庁事務決裁規則等の一部を改正する規則

規 則

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十四年六月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第三十五号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第十八条の表中

鳥取県通学路及
び踏切道交通安
全対策協議会
通学路に係る交通安全施設等の整備及び踏切道の
構造改良等に関する緊急措置法(昭和四十二年法
律第七号)第三十条第二項の規定による通学路
及び踏切道に係る交通安全を確保するために必
要な緊急措置に関する計画についての審議及びそ
の実施の推進に関する事務

を削り、

鳥取県都市計画
地方審議会

都市計画審議会令(大正八年勅令第四百八十三号)
第二条の規定による都市計画に関する事項の調査
審議及び関係行政庁に対する建議に関する事務

を

鳥取県都市計画
地方審議会

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第七十七
条第一項の規定による同法によりその権限に属さ
せられた事項の調査審議及び都市計画に関する事
項の調査審議に関する事務

に改める。

第三十八条第一項の表を次のように改める。

鳥取県東部福祉事務所

社会課	福祉課	庶務係・援護係
	身体障害者福祉司・精神薄弱者福祉司・老人福祉司・保護第一係・保護第二係	庶務係・援護係
社会課		庶務係・援護係

鳥取県中部福祉事務所

福祉課

身体障害者福祉司・精神薄弱者福祉司・老人福祉司・保護第一係・保護第二係・家庭児童相談室

社会課

庶務係・援護係

鳥取県西部福祉事務所

福祉課

身体障害者福祉司・精神薄弱者福祉司・老人福祉司・保護第一係・保護第二係・家庭児童相談室

附則

この規則は、昭和四十四年七月一日から施行する。

鳥取県本庁事務決裁規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十四年六月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第三十六号

鳥取県本庁事務決裁規則等の一部を改正する規則

(鳥取県本庁事務決裁規則の一部改正)

第一条 鳥取県本庁事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

別表第三の観光課の項課長専決事項の欄中第四号及び第五号を次のように改める。

四及び五 削除

(鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部改正)

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】

第二条 鳥取県地方機関等事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十八号)の一部を次のように改正する。

別表第二劳政事務所長の項の次に次のように加える。

大山観光
会館長

一 鳥取県立大山観光会館の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第十七号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第三条の規定による会館の利用の許可

(二) 第五条の規定による会館の使用料の減免

二 鳥取県立大山観光会館管理規則(昭和三十九年十月鳥取県規則第五十三号)第四条の規定による会館の利用の許可の取消し又は必要な措置の命令

附則

この規則は、昭和四十四年七月一日から施行する。